平成２３年（フ）第３７号
北海道帯広市西14条南17丁目１番地　緑ヶ丘団地２号棟224号室
破産者　佐野　美加
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
青森県弘前市大字富士見町18番地18
破産者　白川　英治
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
秋田県能代市鰄渕字鰄渕21番地５　スクウェア201号
破産者　藤田有紀子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３０２号
仙台市太白区土手内１丁目９番４号、開始決定時住所山形県村山市楯岡馬場17番10号
破産者　朴澤　淳一
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５９号
山形県村山市楯岡十日町４番11号
破産者　大波　光広
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１０号
神奈川県大和市福田3294番地24
破産者　高橋　幸太
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４６号
横浜市金沢区六浦５丁目27番18号　グレースハイムみそのＡ202号室
破産者　宮川　孝志
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４７号
横浜市金沢区六浦５丁目27番18号　グレースハイムみそのＡ202号室
破産者　宮川美紀恵
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４９号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番17―206号
破産者　安齋　征義
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５号
川崎市幸区南加瀬３丁目31番９―202号ビッグガーデン加瀬、前住所川崎市幸区小倉1015番地　メゾンすとーにい201
破産者　渡辺　眞作
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
金沢市神野１丁目７番地
破産者　大岸　優介
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６３６号
石川県河北郡内灘町字千鳥台４丁目82番地
破産者　石崎　泰弘
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１号
岡山県笠岡市笠岡5941番地２、開始決定時の住所岡山県笠岡市大井南45番地８
破産者　高村　龍男
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
愛媛県松山市鴨川３丁目８番２号
破産者　大下　　祥
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

免責許可決定

平成２３年（フ）第７７号
茨城県稲敷郡美浦村大字大山196番地
破産者　村﨑　哲一
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１号
千葉県柏市手賀の杜５丁目26番地21
破産者　岩松　香織
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６８号
千葉県柏市柏３丁目10番20―302号、開始決定時の住所千葉県佐倉市稲荷台１丁目８番地２　アパガーデンプレイス臼井駅前306号
破産者　塔下　俊一
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６０号
千葉県富里市七栄150番地２　レオパレスサルビア107
破産者　黒巣恵美子（旧姓吉岡）
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６８号
千葉県佐倉市上志津原334番地110
破産者　海保　　博
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８８号
千葉県八街市朝日71番地11、住民票上の住所千葉県八街市文違301番地1721
破産者　米満　隆文
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８９号
千葉県八街市朝日71番地11、住民票上の住所千葉県八街市文違301番地1721
破産者　米満　房代
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部